

議第 8 2 号

呉市工場立地法地域準則条例の制定について
呉市工場立地法地域準則条例を次のように定める。

呉市工場立地法地域準則条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 3 4 年法律第 2 4 号。以下「法」という。）
第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則
に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(適用範囲)

第 3 条 この条例は、次に掲げる区域に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域
（以下「準工業地域」という。）
- (2) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地域並びに同号に規
定する用途地域の定めのない地域（以下「工業地域等」という。）

(緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 4 条 前条各号に掲げる区域の緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地
面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施
設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	1 0 0 分の 1 0 以上	1 0 0 分の 1 5 以上
工業地域等	1 0 0 分の 5 以上	1 0 0 分の 1 0 以上

2 特定工場の敷地が前条各号に掲げる区域及びそれら以外の区域のうち 2 以上の
区域にわたる場合における前項の規定の適用については、それぞれの区域の当該
敷地に占める面積の割合（以下「敷地割合」という。）につき、準工業地域又は
工業地域等の敷地割合が最も高い場合には、当該区域に係る規定を当該敷地の全
部について適用し、それら以外の区域の敷地割合が最も高い場合には、当該敷地
の全部について適用しない。

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第 5 条 緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則（昭和 4 9 年大蔵省・厚
生省・農林省・通商産業省・運輸省令第 1 号）第 4 条に規定する緑地以外の環境
施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第 3 条に
規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た
面積の 1 0 0 分の 5 0 の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算
入することができない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第 6 条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけ
るこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定
める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和49年6月28日までに設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、この条例の施行の日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第4条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）（備考）の1の二及び三並びに3の規定の例による。この場合において、法準則（備考）の1の二中「0.2」とあるのは同条第1項の表準工業地域の項の規定が適用される場合には「0.1」と、同表工業地域等の項の規定が適用される場合には「0.05」と読み替え、法準則（備考）の1の三中「0.25」とあるのは同表準工業地域の項の規定が適用される場合には「0.15」と、同表工業地域等の項の規定が適用される場合には「0.1」と読み替え、法準則（備考）の3の一中「0.2」とあるのは同表準工業地域の項の規定が適用される場合には「0.1」と、同表工業地域等の項の規定が適用される場合には「0.05」と読み替え、法準則（備考）の3の二中「0.25」とあるのは同表準工業地域の項の規定が適用される場合には「0.15」と、同表工業地域等の項の規定が適用される場合には「0.1」と読み替えるものとする。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正）

- 3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年呉市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）又は工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく	(趣旨) 第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則又は <u>呉市工場立地法地域準則条例（令和6年呉市条例第 号）</u> において定められた準則（以下「 <u>市地域準則</u> 」という。）に代え

準則を定める条例（平成１７年広島県条例第５号）において定められた準則（以下「<u>広島県地域準則</u>」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。 （緑地及び環境施設の面積率） 第４条 前条に規定する既存工場における緑地又は環境施設の敷地面積に対する割合（以下「<u>緑地等面積率</u>」という。）は、原則としていずれも<u>広島県地域準則</u>の例によることとし、当該既存工場において生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときの緑地等面積率に適合する緑地又は環境施設の面積は、いずれも<u>広島県地域準則</u>の例により算出した当該面積に０．１を乗じて算定した面積（当該面積に小数点第６位以下の端数があるときは、当該端数を切り上げた面積）とする。	て適用すべき準則を定めるものとする。 （緑地及び環境施設の面積率） 第４条 前条に規定する既存工場における緑地又は環境施設の敷地面積に対する割合（以下「<u>緑地等面積率</u>」という。）は、原則としていずれも<u>市地域準則</u>の例によることとし、当該既存工場において生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときの緑地等面積率に適合する緑地又は環境施設の面積は、いずれも<u>市地域準則</u>の例により算出した当該面積に０．１を乗じて算定した面積（当該面積に小数点第６位以下の端数があるときは、当該端数を切り上げた面積）とする。
--	---

（呉市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部改正）

４ 呉市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例（令和５年呉市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第１条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第２０条の２第１項の規定により、工場立地法（昭和３４年法律第２４号）第４条第１項の規定により公表された準則又は<u>工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例（平成１７年広島県条例第５号）</u>に代えて適用すべき準則を定めるものとする。	（趣旨） 第１条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第２０条の２第１項の規定により、工場立地法（昭和３４年法律第２４号）第４条第１項の規定により公表された準則又は<u>呉市工場立地法地域準則条例（令和６年呉市条例第 号）</u>に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(提案理由)

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止に伴い、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるため、この条例案を提出する。